

## 悪臭防止法における市の基本方針

大町市では、一昨年からの常盤泉地区の悪臭問題を受け、悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の見直しについて検討を行い、悪臭防止法における基本方針を以下のとおり策定しました。

市では、この基本方針に基づき市民の生活環境の保全のため、臭気問題に適切に対応してまいります。

- 1 臭気を排出する事業者に対して、悪臭防止法に規定する規制地域及び規制基準を順守するよう厳しく指導します。
- 2 臭気により住民の生活環境への影響が懸念される事業場の気体排出口については、臭気指数を定期的に測定し、その都度算出した規制基準と比較するなど、観測体制を強化し臭気指数が規制基準に適合するよう厳格に指導します。
- 3 住民や県、関係機関等との連携を密にし、臭気により住民の生活環境への影響が懸念される事業場の監視を継続して行うとともに、事業者に対しては、悪臭を排出しないよう臭気対策の徹底を強く要請・指導します。
- 4 臭気発生施設の事業者に対しては、施設の管理運営方法や脱臭装置、使用薬品、セミナー開催等の情報提供を行うとともに、他地域における臭気対策の事例を紹介し対応を求めます。
- 5 市の自然的・社会的条件による土地利用状況や地域の実情に大きな変化が認められた場合は、必要に応じて規制地域や規制基準の見直しを行います。

平成 30 年 2 月

長野県大町市